

指定都市の「平成 31 年度国の施策及び予算に関する提案 (通称：白本)」について

1 「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは

「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」とは、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項についての提案書です。

政府予算案への反映に向けて、関係府省及び政党に対し、各市市長及び議長による要請行動を実施しています。

2 平成 30 年度白本（平成 29 年度作成分）について

(1) 要望実績

<政党>

期日	要望先	要望者
7月19日	自由民主党	京都市 市長、議長
7月19日	民進党	浜松市 市長、議長
7月31日	公明党	岡山市 市長、副議長

<府省>

期日	要望先	要望者
7月24日	財務省	北九州市 市長、議長
7月28日	総務省	横浜市 議長、副市長
7月28日	厚生労働省	静岡市 市長、議長
8月3日	文部科学省	福岡市 市長

(2) 提案事項等

- 税財政・大都市制度に関する提案事項：5項目
- 個別行政分野に関する提案事項：10項目

<参考資料：平成 30 年度国の施策及び予算に関する提案>

3 平成 31 年度白本（平成 30 年度作成分）の進め方について

今年度の白本のとりまとめ幹事市は、大阪市です。

4月～5月	○ 提案事項等の調整
6月～7月上旬	○ 提案事項・提案書案等の協議・全体調整 (各市の企画・財政担当合同会議 [課長級・局長級])
7月上旬	○ 提案書の確定 (市長・議長決裁)
7月中旬～下旬	○ 市長・議長による要請活動

平成 30 年 度
国の施策及び予算に関する提案

平成 29 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	4
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
<個別行政分野関係>	
6 児童福祉施策の拡充	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・厚生労働省】	
7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
8 インフラ施設の長寿命化対策	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
9 教職員定数の充実改善	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
10 介護保険制度の円滑な実施	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省・国土交通省】	
13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
15 義務教育施設等の整備推進	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源の確保は更に厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらには、熊本地震等大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成30年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成29年7月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	林文子
相模原市長	加山俊夫
新潟市長	篠田昭
静岡市長	田辺信宏
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	河村たかし
京都市市長	門川大作
大阪市長	吉村洋文
堺市長	竹山修身
神戸市長	久元喜造
岡山市市長	大森雅夫
広島市長	松井一實
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	高島宗一郎
熊本市市長	大西一史

指定都市議長会

札幌市議会議長	山田一仁
仙台市議会議長	岡部恒司
さいたま市議会議長	新藤信夫
千葉市議会議長	小松崎文嘉
川崎市議会議長	松原成文
横浜市議会議長	松本研
相模原市議会議長	沼倉孝太
新潟市議会議長	永井武弘
静岡市議会議長	井上恒彌
浜松市議会議長	渥美誠
名古屋市議会議長	渡辺義郎
京都市議会議長	寺田一博
大阪市議会議長	山下昌彦
堺市議会議長	野里文盛
神戸市議会議長	北川道夫
岡山市議会議長	宮武博
広島市議会議長	永田雅紀
北九州市議会議長	井上秀作
福岡市議会議長	川上晋平
熊本市議会議長	澤田昌作

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

[提案事項<個別行政分野関係>]

6 児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる公費の追加など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

なお、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計すること。

8 インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の維持管理を前提とした長寿命化計画などに基づく戦略的な維持管理・更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供に努めること。

9 教職員定数の充実改善

少人数学級をはじめとする少人数指導など、きめ細かな教育活動の実現に向けた義務標準法の改正による定数改善を実施すること。

また、次期学習指導要領への対応をはじめとする新たな教育課題や地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を図ること。

10 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に運営できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の確保に必要な対策を引き続き講ずるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて指定都市が主体的に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。

11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、医師が後発医薬品の使用を可能と判断した場合の後発医薬品の原則使用義務化、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の更なる医療扶助の適正化、返還金等の保護費からの調整や破産法との整理、就労インセンティブの向上等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、制度改正を行うとともに、十分な財政措置を講ずること。

12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備

訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューへのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置

難病法における大都市特例の施行に当たっては、指定都市が支弁することとなる特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについては実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずること。さらに、指定都市に新たに生ずる負担について、道府県から税財源を移譲するなど国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずること。

14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進

国と地方が一体となった働き方改革の推進を図るため、非正規雇用の処遇改善など正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方公共団体において、各地域の実情に応じ、正規雇用及び長期的な雇用拡大に向け実施する雇用施策について財政措置も含めて積極的に支援すること。

なお、支援に当たっては、指定都市の意見を十分に反映し、地方公共団体の準備期間を確保した上で、安定的かつ弾力的に運用できる内容とすること。

15 義務教育施設等の整備推進

防災機能の強化や老朽化対策など、学校施設の計画的な整備推進のために必要な財政措置を講ずるとともに、制度の充実を図ること。

[提案事項詳細説明]

＜税財政・大都市制度関係＞

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

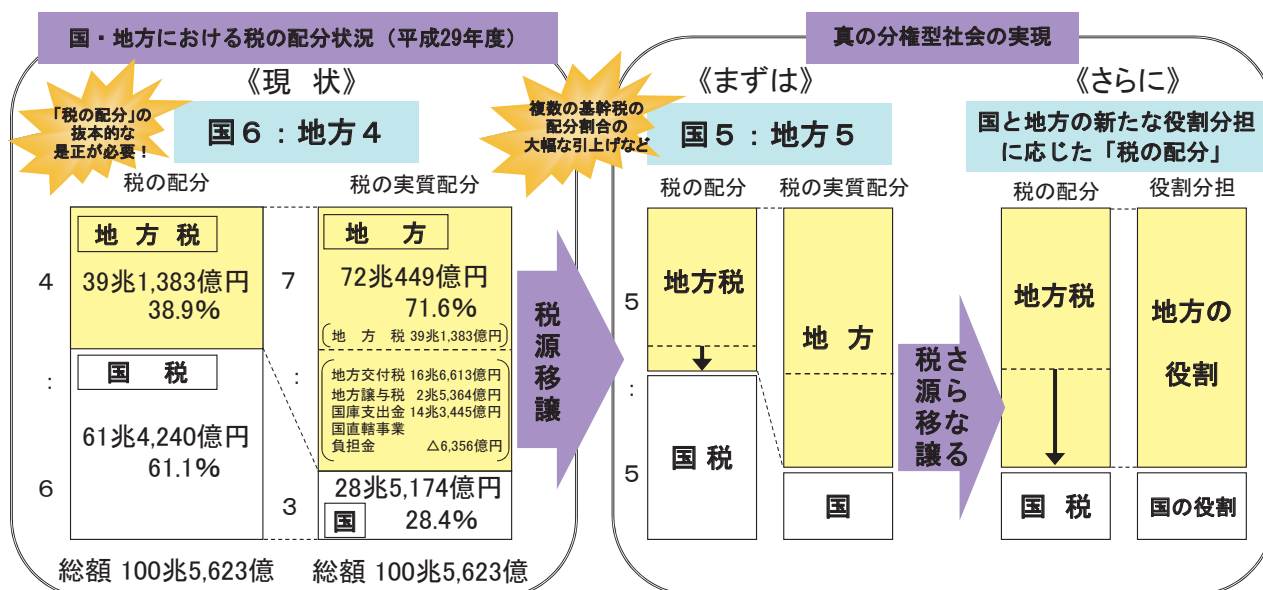
また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入され、法人住民税の一部を国税化した地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 大都市税源の拡充強化

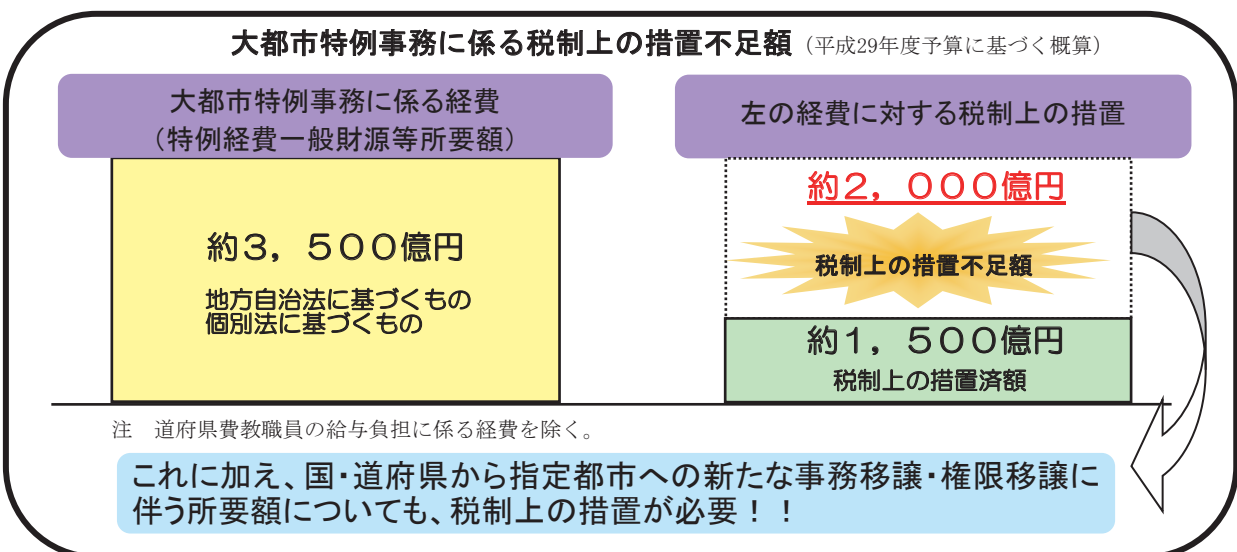
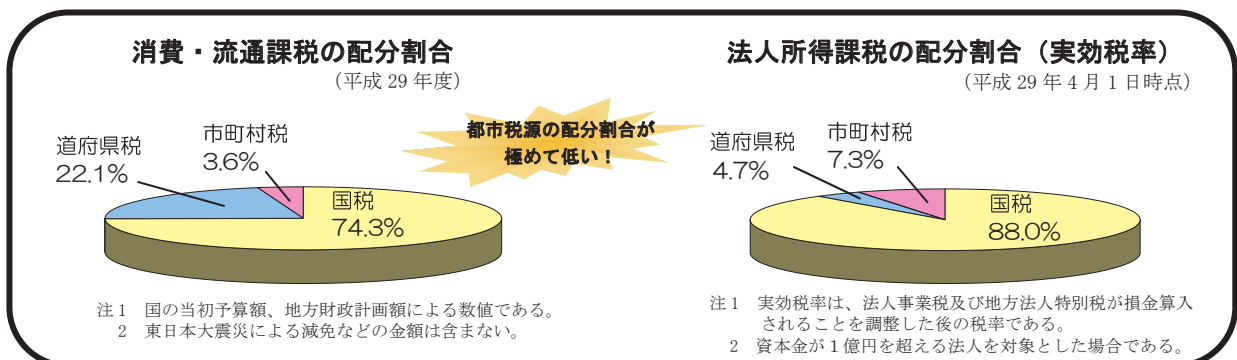
大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、これらに必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や大都市特例事務に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

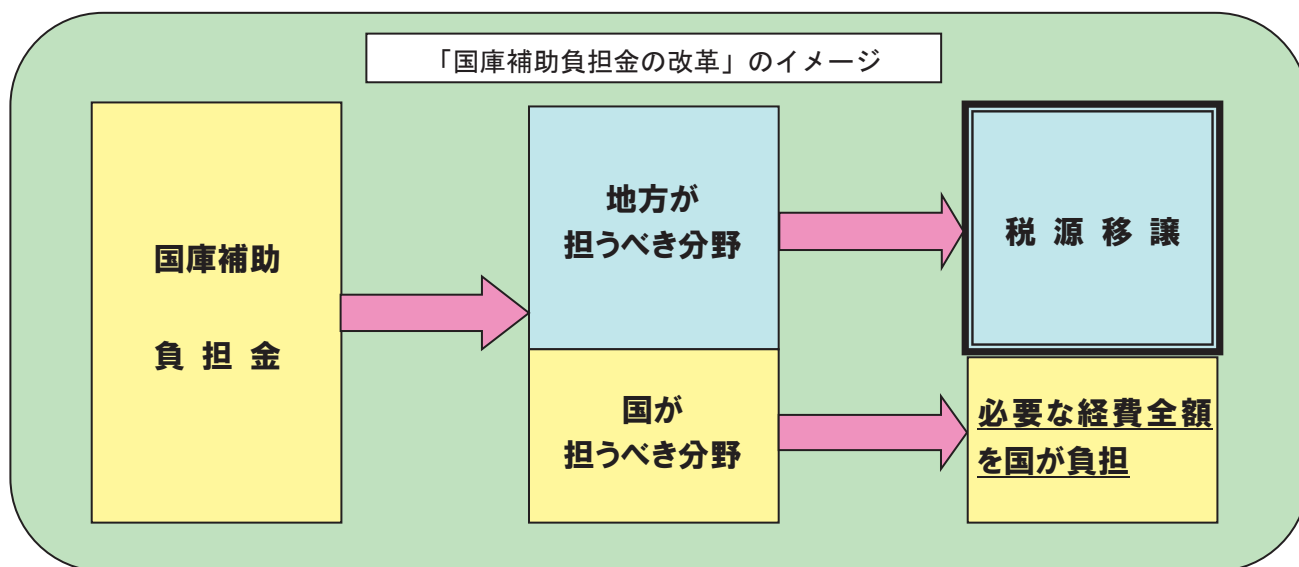
3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源である。

このため、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでなく、歳出特別枠を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。加えて、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、地方交付税の法定率を引き上げることで対応すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。そのため、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきものであり、大都市に限定した削減は決して行うべきでない。あわせて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度決定額	平成28年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成28年度決定額)
地方交付税 (人口一人当たり)	全国総額	18兆 693億円	16兆7,003億円	△1兆3,690億円	△7.6%	
	市町村分	8兆 908億円 (6.4万円)	7兆9,915億円 (6.3万円)	△993億円	△1.2%	
指定都市総額	9,433億円 (3.4万円)	5,537億円 (2.0万円)	△3,896億円	△41.3%		
地方交付税+臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人当たり)	全国総額	23兆9,389億円	20兆4,883億円	△3兆4,506億円	△14.4%	
	市町村分	11兆 256億円 (8.7万円)	9兆6,094億円 (7.6万円)	△1兆4,162億円	△12.8%	
指定都市総額	1兆5,038億円 (5.6万円)	1兆 449億円 (3.8万円)	△4,589億円	△30.5%		
基準財政需要額 (人口一人当たり)	全国総額	47兆 877億円	49兆6,095億円	2兆5,218億円	+5.4%	
	市町村分	25兆 41億円 (19.7万円)	25兆2,921億円 (19.9万円)	2,880億円	+1.2%	
指定都市総額	5兆1,956億円 (18.9万円)	5兆1,953億円 (18.9万円)	△3億円	△0.0%		

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

注2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成28年度決定額には熊本地震及び東日本大震災関係分(推計)、震災復興に係る特別交付税を除く。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に60年以上が経過しており、今日の指定都市が直面する人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度ではない。

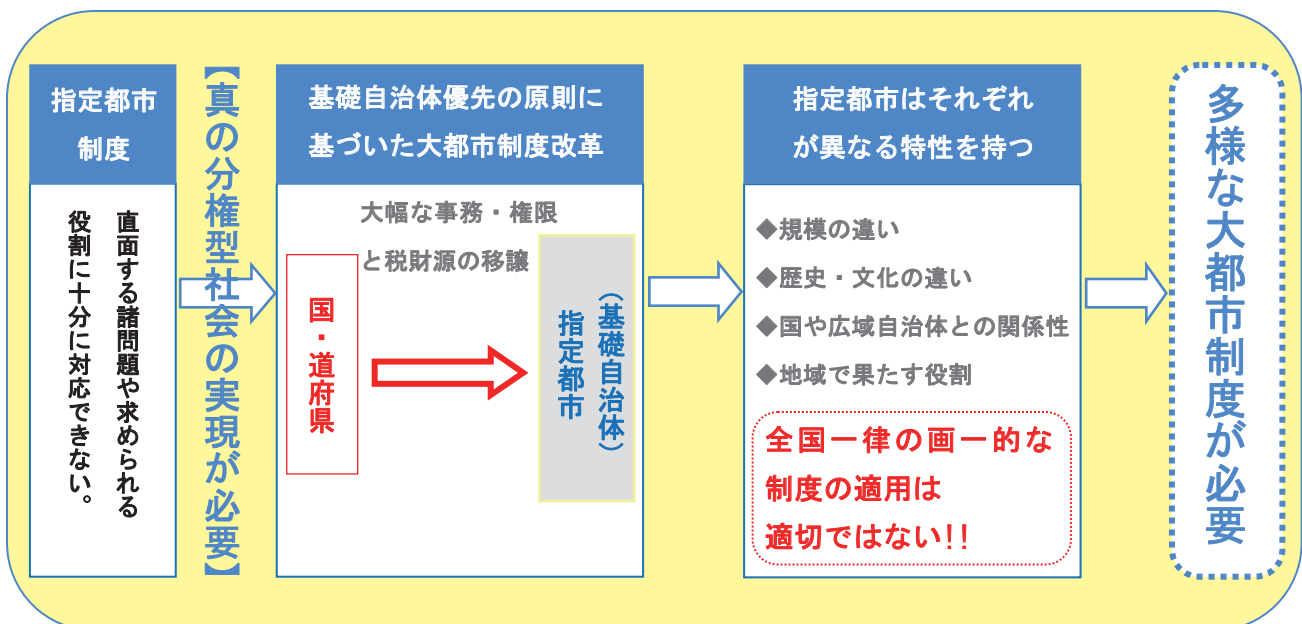
大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸問題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。



＜個別行政分野関係＞

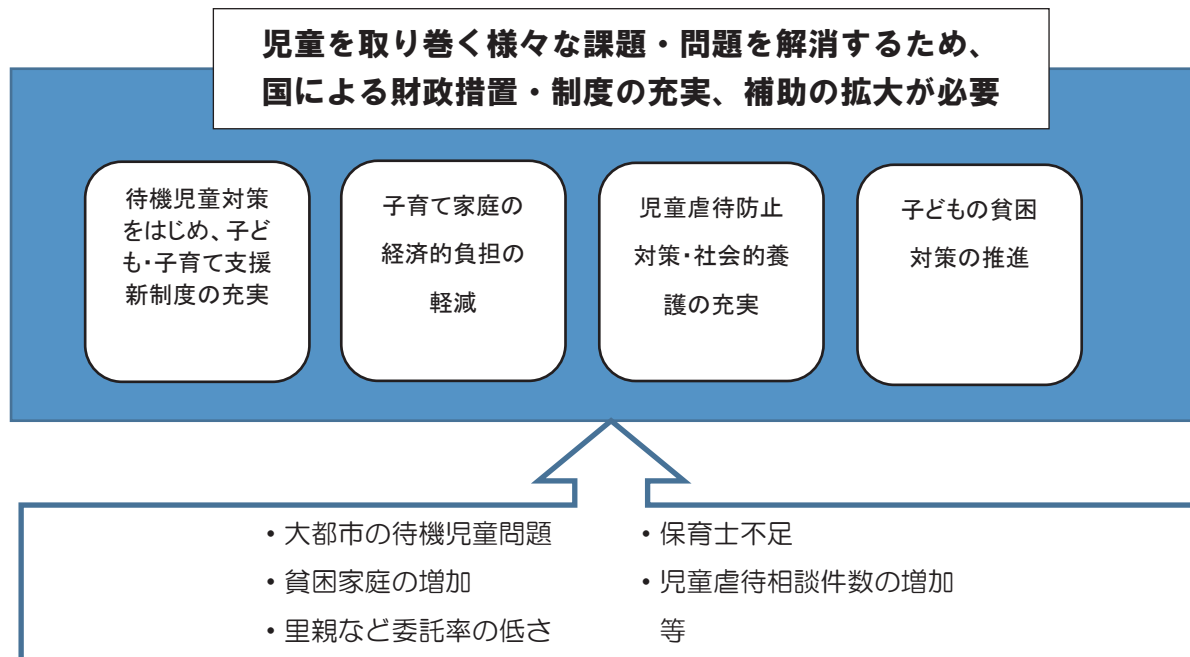
6 児童福祉施策の拡充

待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援新制度の充実、子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止対策や社会的養護の充実、子どもの貧困対策の推進のため、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

子ども・子育て支援新制度の趣旨である幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を実現するため、1兆円超程度の財源について恒久的な確保策を講ずるとともに、待機児童対策のための保育所などの施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続するほか、保育士等の人材確保策の更なる拡充などを実現するための財源を確保すべきである。

また、幼児期の教育・保育の無償化など利用者負担の軽減や、子どもの医療費助成等、子育て家庭などの経済的負担を軽減するための財政措置を講ずべきである。

さらに、子どもの貧困や児童虐待等、子どもを取り巻く問題はますます深刻な状況となっているため、児童相談体制の充実、児童養護施設などの小規模化や里親委託・支援の充実といった家庭的養護の推進、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭支援の推進等、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずべきである。



7 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる公費の追加など国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置を廃止すること。

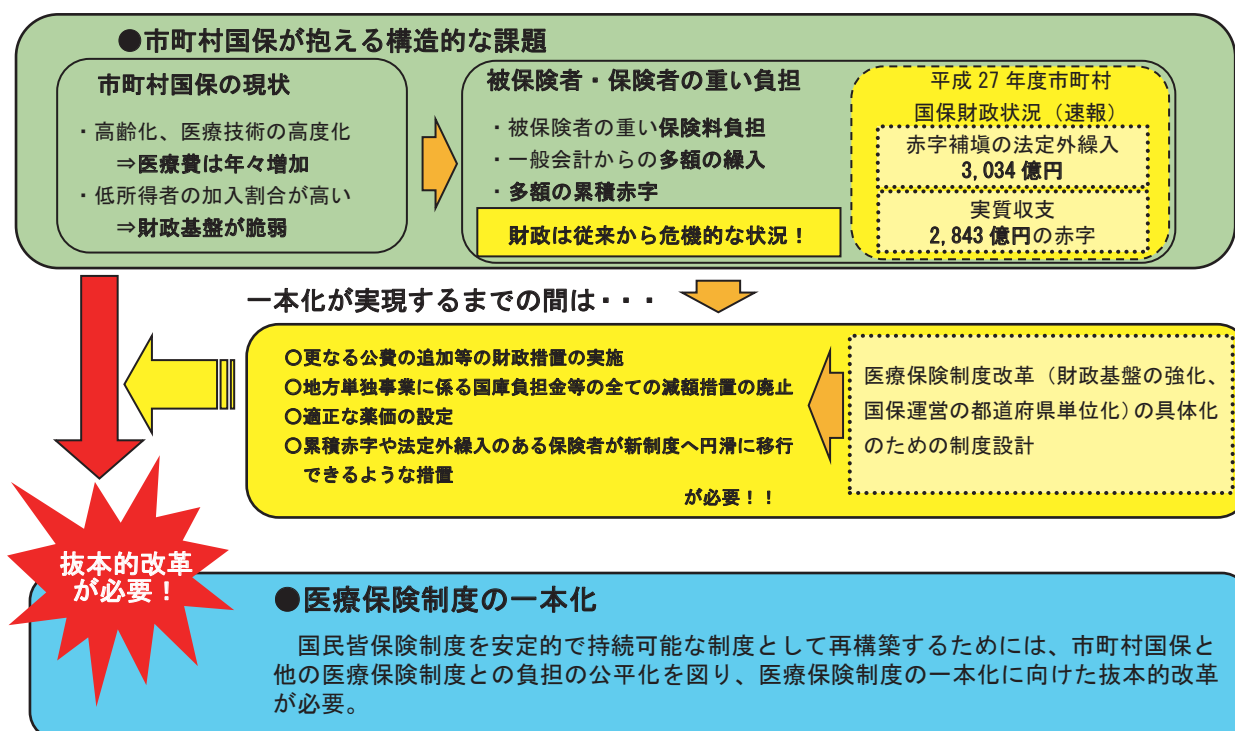
なお、医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計すること。

市町村国保は、他の医療保険制度と比較して、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造上の問題を抱え、また、高額薬剤の相次ぐ保険適用などによる医療費の増加により財政は非常に厳しい状況にある。多くの保険者は、保険料の収納対策など事業の健全な運営に向けて懸命に取り組を進めているものの、一般会計からの多額の繰入れに頼らざるを得ず、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決が急務である。

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するためには、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すべきである。

また、一本化が実現するまでの間は、今般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる公費の追加など国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置の実施、地方単独事業に係る国庫負担金等の全ての減額措置の廃止、医療保険財政への影響も考慮した適正な薬価の設定等、安定的な制度運営に向けた対策を講ずべきである。

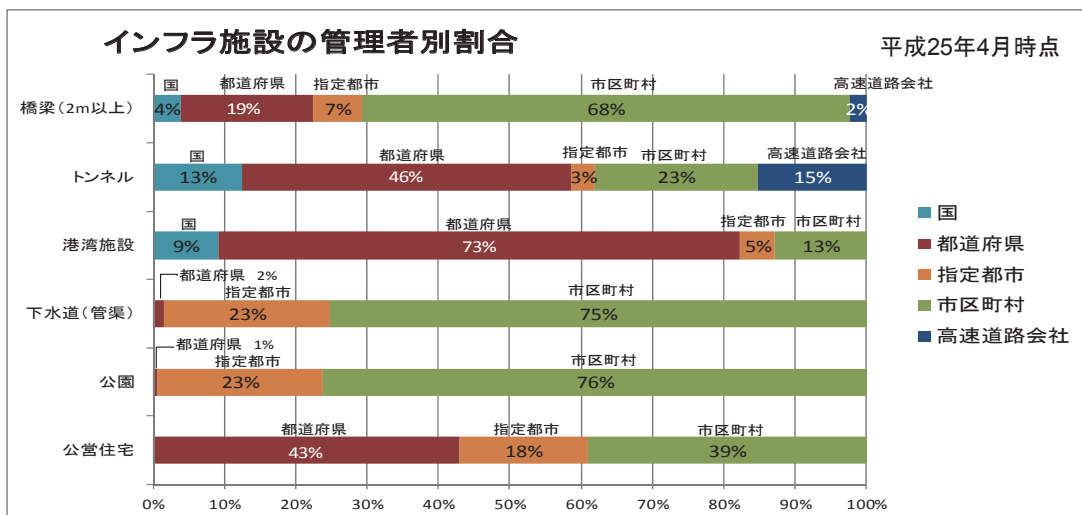
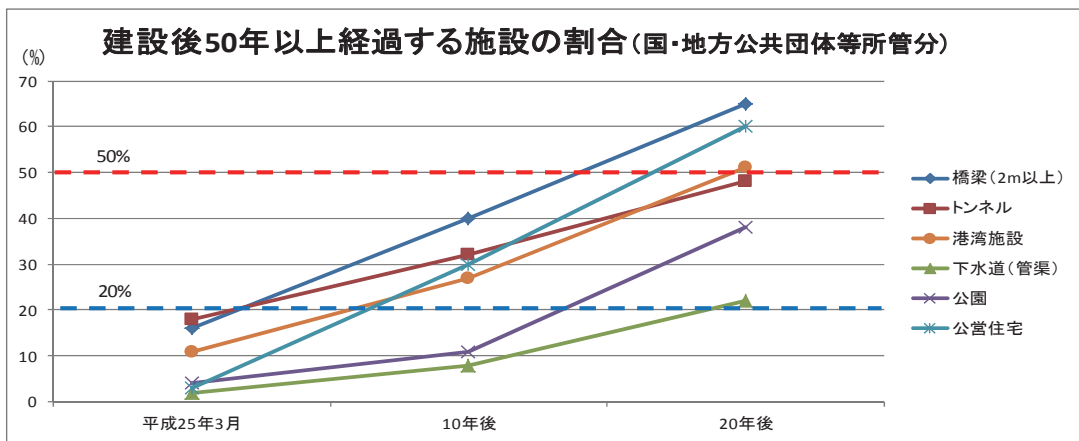
なお、医療保険制度改革は、国保の安定的運営等に多大な影響を及ぼすことから、検討内容を早期に地方へ開示するとともに、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うべきである。



8 インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の維持管理を前提とした長寿命化計画などに基づく戦略的な維持管理・更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供に努めること。

高度経済成長期に建設されたインフラ施設は今後、築年数の経過による老朽化が進み、施設の損傷状況が明確になっていく中で、適切な修繕・更新等を行わなければ、重大事故の発生や利用制限等により、国民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。そのため今後インフラ施設の維持管理・更新を着実に実施していく必要があるが、それには多額の費用が必要になる。このような状況を避けるため、指定都市においては長寿命化計画などに基づく計画的な維持管理や点検に基づく早期の対策を推進し、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図っているところである。国においては、着実な維持管理・更新を行うために必要な財源を十分確保するとともに、増加していく費用の縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供に努めるべきである。



出典:国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)

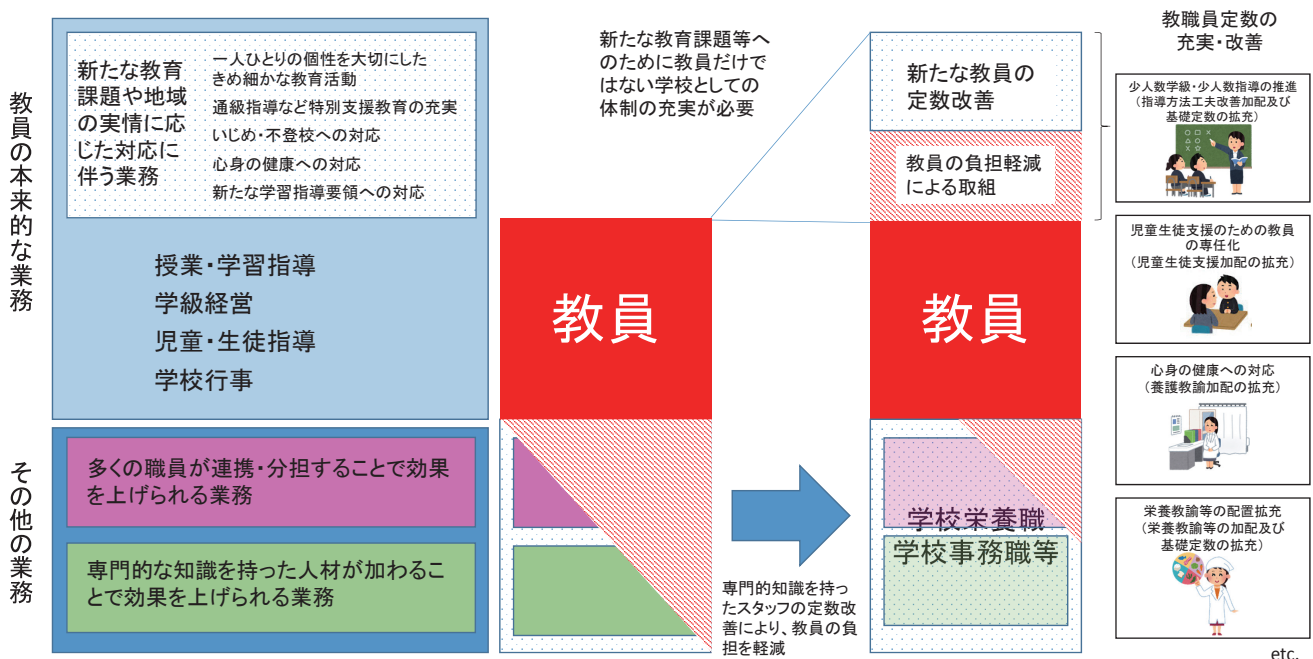
9 教職員定数の充実改善

少人数学級をはじめとする少人数指導など、きめ細かな教育活動の実現に向けた義務標準法の改正による定数改善を実施すること。

また、次期学習指導要領への対応をはじめとする新たな教育課題や地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を図ること。

子どもたち一人ひとりの個性を大切にしたいきめ細かな教育活動を進め、子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育の実現に向けて、更なる少人数学級の推進をはじめとする、少人数指導などの充実を図るために、義務標準法の改正による定数改善を実施すべきである。

また、次期学習指導要領への適切な対応をはじめ、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、養護教諭の増員による心身の健康への対応、栄養教諭等の増員による食の指導への対応等、新たな教育課題や地域の実情に応じた教職員配置を可能とする定数措置を実施すべきである。



10 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うこと。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業については、全ての市町村が円滑に運営できるよう必要な支援を行うとともに、地域支援事業について、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い介護保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が重くなっていることから、更なる負担軽減策を実施すること。

さらに、介護従事者の確保に必要な対策を引き続き講ずるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて指定都市が主体的に取り組めるよう、地域医療介護総合確保基金に指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずること。

介護保険制度が、円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に反映し、制度改正や介護報酬の改定等を行うべきである。

特に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての市町村が円滑に運営できるよう支援を行うとともに、地域支援事業の実施に当たっては、都市部において、より事業費の増加が見込まれ、上限枠を超えることも想定されるため、地域の実情に応じた多様なサービスを提供できるよう必要な財政措置を講ずべきである。

平成29年度から予定されていた低所得者への保険料軽減強化の完全実施が見送られるなど、低所得者対策が不十分であるため、保険料軽減強化の完全実施とともに、低所得者の利用料負担軽減についても、国の責任において更なる負担軽減策を実施すべきである。

また、介護人材の確保については、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であることから、適切な介護報酬の設定など必要な対策を引き続き講ずべきである。

さらに、地域医療介護総合確保基金については、指定都市が地域の実情に応じた主体的な取組ができる仕組みとなるよう、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずべきである。

介護保険制度を取り巻く状況

■喫緊の課題

- 予防給付の見直し(地域支援事業へ移行)後の財源
- 低所得者対策の実施
- 質の高い介護人材の安定的な確保

■現状の低所得者対策

- 保険料 公費による低所得者への保険料軽減強化の実施(平成27年4月から)
- 利用料 社会福祉法人などが実施する介護サービスの利用料を軽減

■介護従事者の人材確保

○現状

【有効求人倍率】(平成28年)
介護サービス 2.41 全職業 1.11

【離職率】(平成27年)
介護職員 16.5% 全産業 15.0%

出典:有効求人倍率:厚生労働省「職業安定業務統計」
介護職員の離職率:(財)介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」
全産業の離職率:厚生労働省「平成27年雇用動向調査」

適切な対策が必要

- 介護人材にかかる需給推計(H27.6.4 厚生労働省資料)
- ・平成29年度 需要207.8万人 供給195.3万人 充足率94.0%
- ・平成32年度 需要225.6万人 供給205.6万人 充足率91.1%
- ・平成37年度 需要252.9万人 供給215.2万人 充足率85.1%

○地域支援事業の充実に併せた
予防給付の円滑な実施

○低所得者対策の拡充

○必要な介護人材の確保

など介護保険制度が長期にわたり
安定した運営ができるよう必要な
対策を国の責任において実施

○地域医療介護総合確保基金の
運用改善

介護保険制度の円滑な実施

地域包括ケアシステムの構築

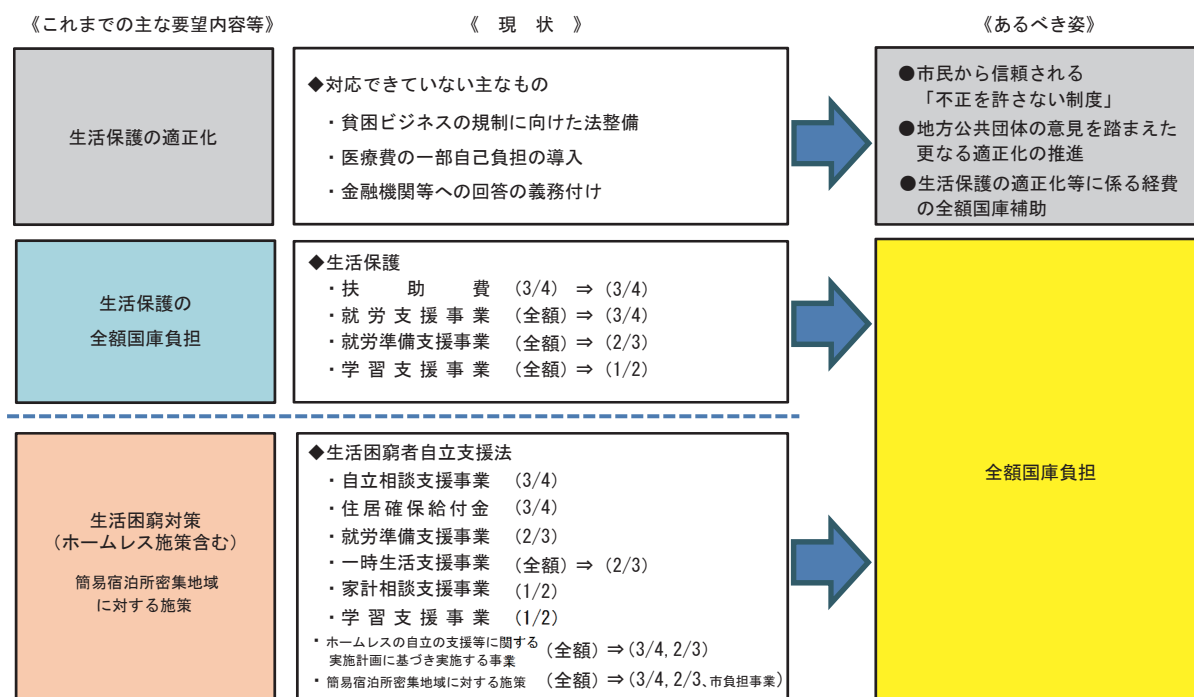
11 生活保護の更なる適正化及び生活困窮者支援に対する財政措置

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、医師が後発医薬品の使用を可能と判断した場合の後発医薬品の原則使用義務化、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の更なる医療扶助の適正化、返還金等の保護費からの調整や破産法との整理、就労インセンティブの向上等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分踏まえ、国の責任において講ずること。

また、ホームレスの自立支援などの施策を含む生活困窮者自立支援制度においても、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、制度改正を行うとともに、十分な財政措置を講ずること。

生活保護制度の更なる適正化を推進するために、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、医師が後発医薬品の使用を可能と判断した場合の後発医薬品の原則使用義務化、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の更なる医療扶助の適正化、生活保護法第78条に基づく徴収金以外の返還金等の保護費からの調整及び破産法との整理、就労インセンティブの向上、金融機関等への回答の義務付け等について、引き続き地方公共団体の意見を十分聴きながら、国の責任において必要な措置を講ずべきである。なお、地方公共団体が実施する適正化事業に係る経費は全額国庫補助とすべきである。

また、生活困窮者自立支援制度において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を行うためには、地域コミュニティの希薄化が著しい大都市こそ、きめ細かな対応が必要であることから、より実効性のある支援ができるよう、制度改正を行うとともに、地方公共団体が実施する自立相談支援事業や任意事業等に要する経費の全額国庫負担など、国の責任において必要十分な財政措置を講ずべきである。特に、ホームレス対策及び簡易宿泊所密集地域に対する施策については、一地方公共団体の負担において対応すべきものではないため、全額国において措置すべきである。



12 訪日旅行の需要拡大及びMICE受入れのための環境整備

訪日旅行やMICE誘致による経済効果の拡大を図るため、訪日外国人の受入環境の整備及びインバウンドを促進する取組はもとより、国際会議場や展示場の整備促進、ユニークベニューへのインセンティブの拡充、規制緩和等、地域の特性に即したMICE誘致が円滑に推進できるよう、引き続き十分な予算の確保と支援の拡充を図ること。

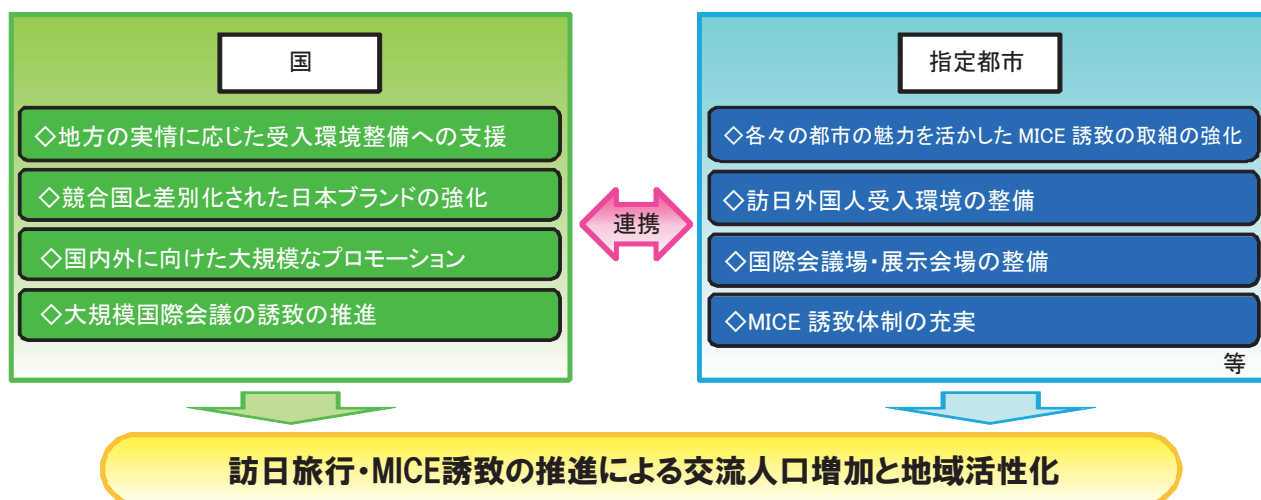
平成28年の訪日外国人旅行者数は、2,404万人と4年連続で過去最高を更新した。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の目標値である4千万人の実現に向け、国は訪日外国人の受入環境の整備や長期滞在化のためのルート整備などに意欲的な取組を進めている。

MICEについては「明日の日本を支える観光ビジョン」においてMICEの誘致促進に向けた政府レベルでの支援体制の構築を掲げているが、国際的な誘致競争が激化し、アジアの中での我が国の開催シェアが低下してきていることから、MICEの誘致・開催に関する競争力強化に向けた継続的な対策が必要である。

このような状況の中、魅力あふれる観光立国の実現に向け、強力に施策を推進するには、国と地方がより緊密に連携し、オールジャパン体制の確立はもとより、日本版DMOの整備など地域の実情に応じた効果的な施策を速やかに実施できるよう支援を拡充すべきである。

また、外国人観光客にも分かりやすい標識・案内板等サインの統一化をはじめ、Wi-Fi環境、観光名所の整備やインフォメーション機能の充実等の支援を図るとともに、指定都市等が行う国際会議場・展示会場の整備促進・老朽化対策や、ユニークベニューへのインセンティブ拡充等のMICE受入環境整備への支援、極めて専門的な能力が必要となるMICE誘致担当人材の育成について、十分な予算を確保し支援すべきである。

さらに、外国人観光客の市町村レベルでの旅行動向・消費実態やMICE開催に係る経済効果を把握するため、詳細な統計調査を行うべきである。



注 MICE…企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel) 国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
ユニークベニュー…歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。
DMO…地域の観光マネジメントとマーケティングを一体的に担う組織のこと。(Destination Management/Marketing Organization) の頭文字。

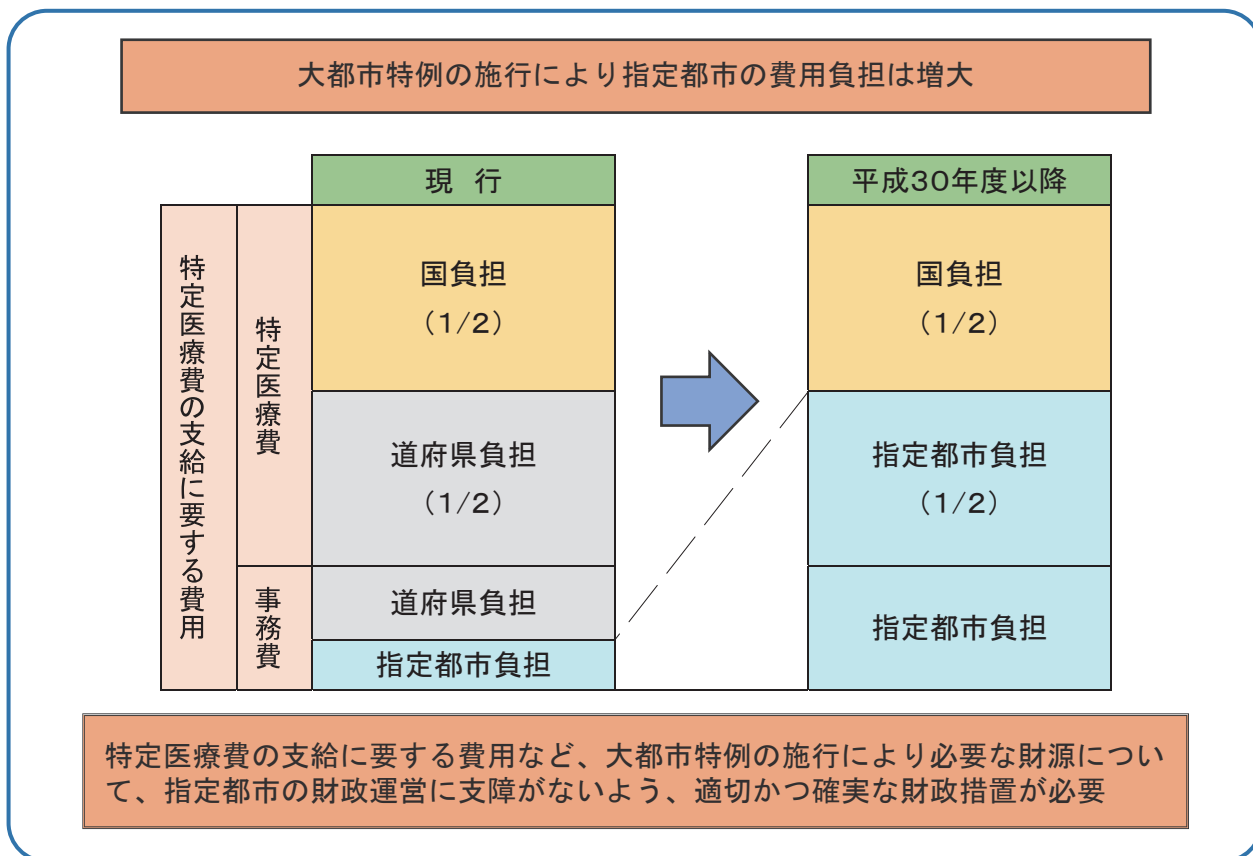
13 難病法の大都市特例施行に伴う適切かつ確実な財政措置

難病法における大都市特例の施行に当たっては、指定都市が支弁することとなる特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用などについては実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずること。さらに、指定都市に新たに生ずる負担について、道府県から税財源を移譲するなど国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずること。

難病法における大都市特例の施行により、特定医療費の支給に要する費用について、平成30年度から新たに指定都市が支弁することとなる。難病法第31条では、特定医療費の支給に要する費用に対する国庫負担率は100分の50とされていることから、指定都市にとって非常に重い負担となる。また、国庫負担の対象は特定医療費のみであり、人件費や電算システムの運営経費などの事務費は含まれていないため、これらの費用についても指定都市が負担することとなる。

療養生活環境整備事業についても指定都市において実施できることとなるが、事業の実施に必要な費用に対する国庫補助率は100分の50以内であり、指定都市の負担は増加する。

こうしたことから、難病法における大都市特例の施行に当たっては、指定都市が支弁することとなる特定医療費の支給に要する費用について、特定医療費のみならず人件費などの事務費についても国庫負担の対象とすべきである。また、療養生活環境整備事業の実施に係る費用については実態と乖離がないよう積算するとともに、必要な措置を講ずべきである。さらに、指定都市に新たに生ずる負担について、道府県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずべきである。



14 正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進

国と地方が一体となった働き方改革の推進を図るため、非正規雇用の処遇改善など正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方公共団体において、各地域の実情に応じ、正規雇用及び長期的な雇用拡大に向け実施する雇用施策について財政措置も含めて積極的に支援すること。

なお、支援に当たっては、指定都市の意見を十分に反映し、地方公共団体の準備期間を確保した上で、安定的かつ弾力的に運用できる内容とすること。

我が国の労働者は非正規雇用労働者が約4割を占めており、依然として非正規雇用比率が高く、生活基盤が安定していないなど厳しい状況が続いている。

こうした状況を抜本的に打開するためには、現在の雇用施策だけでは十分とは言えず、国は、非正規雇用の処遇改善など正規雇用及び長期的な雇用を実現するための制度を確立するとともに、地方公共団体が地域の実情・課題に応じ、安定的、長期的な雇用につなげる、きめ細かな就労支援などの雇用施策を柔軟に実施することができるよう、雇用施策に特化した交付金等を創設するなど、財政措置も含めて積極的に支援すべきである。

なお、支援の実施に当たっては、指定都市の意見を十分に反映し、地方公共団体の準備期間を確保した上で、地域の実情に即し安定的かつ弾力的に運用できる内容とすべきである。

現状

- 生活基盤が安定しない非正規雇用労働者が約4割を占めている厳しい状況
→ 正規雇用及び長期的な雇用拡大が不可欠！

国

働き方改革の推進： 非正規労働者の処遇改善、正社員転換の取組など

- ・ 国の施策に加え、地域の実情に応じたきめ細かな雇用施策が必要不可欠
＜国として地方の取組を積極的に支援すべき＞

正規雇用及び長期的な雇用拡大につなげる雇用施策の推進

＜提案内容＞

国

協議の場を設置

意見反映

地方公共団体

◆ 雇用施策に特化した交付金制度等の創設

◆ 安定的な財源の確保

◆ 地域の実情に即した弾力的な制度設計と地方公共団体の準備期間の確保

15 義務教育施設等の整備推進

防災機能の強化や老朽化対策など、学校施設の計画的な整備推進のために必要な財政措置を講ずるとともに、制度の充実を図ること。

義務教育施設等の整備については、老朽化対策等のため膨大な経費が必要となる中で、国の施設整備予算は大幅に不足しており、地方公共団体が計画している緊急度が高い施設整備事業でさえも十分に実施できない状況にある。

こうしたことから、学校規模の適正化を図るとともに、安全で良好な教育環境を確保するため、地方公共団体が計画的に学校施設整備に取り組むことができるよう、必要な事業量に見合う財政措置を講ずべきである。

とりわけ、学校施設の老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改修事業等への対応が膨大であるとともに、学校トイレの改修やエレベーター、空調設置などの質的整備事業についても計画的に進める必要がある。また、災害発生時に避難所としての機能を果たすべき学校施設の非構造部材の耐震対策など、防災機能の強化も重要となっていることから、これらの事業に必要な財源を確保すべきである。

また、老朽化対策を進めるために、屋上防水改修等の単体工事を補助対象とするなど、補助要件の緩和等の制度の充実についても図るべきである。

地方公共団体が抱える義務教育施設整備に関する諸課題

●学校施設の老朽化対策

児童生徒数の急増期に建築された建物の改築・改修の時期が一斉に到来し、改築や長寿命化のための整備需要が激増

●教育環境の質的な改善

学校トイレの快適化や空調の設置、施設のバリアフリー化など、現代の社会的要請に応じた多様なニーズへの対応

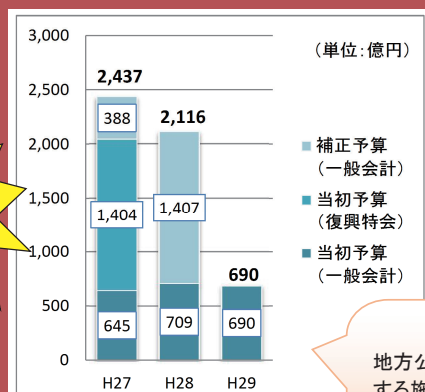
●学校施設の防災機能の強化

天井等の非構造部材の耐震化、非常用電源の確保など、避難所として重要な機能を果たす学校施設の防災機能強化

課題への
対応が
不十分

文部科学省の公立学校施設整備費予算額の推移

※文部科学省配布資料より



地方公共団体が必要とする施設整備事業量に対し、国の予算は大幅に不足している。

改修により快適になったトイレの例
～便器の洋式化、床のドライ化、
自動水栓の導入～



安全で良好な教育環境を確保するため、地方公共団体が計画的に施設整備に取り組むことができるよう、国が十分な財源を確保することが必要